

## 低入札価格調査制度について

### 1 低入札調査制度とは

低入札価格調査制度は、設定した価格（「調査基準価格」という）を下回る価格で入札があった場合、落札決定を保留し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて、入札者から説明資料の提出を求め、調査（「低入札価格調査」という）を行ったうえで落札者を決定する制度です。ただし、後述する工事費総額失格基準価格を下回る価格でなされた入札については失格となります。

### 2 最低制限価格制度との違い

従来より町で導入している最低制限価格制度では、設定した価格（「最低制限価格」という）を下回る入札を行ったものは落札者となりませんが、低入札価格調査制度では、調査基準価格を下回る価格で入札があつた場合でも、低入札価格調査を行ったうえで、契約の内容に適合した履行が可能であると判断された場合は落札者となります。

### 3 調査基準価格の決定方法

調査基準価格は、予定価格を構成する項目ごとに次の算定式により算出した額とします。ただし、その額が予定価格の75%以下となった場合は75%，92%以上となった場合は92%とします。

$$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} 0.6 + \text{一般管理費等} \times 0.3$$

### 4 低入札価格調査について

調査基準価格を下回る価格で入札があつた場合、調査の上で落札者を決定し、後日通知又は連絡をすることとします。

調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（「低価格入札者」という）は指定した期限（原則として入札日から5日以内）までに調査資料（資料は町ホームページを参照）を提出する必要があります。

また、調査を行ったうえでお入札価格が低廉である理由に疑問が残る場合は、別途資料の提出を求めることがあります、必要に応じて事情聴取等を実施します。

### 5 工事費総額失格基準価格について

工事費総額失格基準価格とは、契約の内容に適合した履行が確保できない恐れが高いと判断する価格で、工事費総額失格基準価格を下回る額でなされた入札は失格となる。

工事費総額失格基準価格は、予定価格を構成する項目ごとに次の算定式により算出した

額とします。

直接工事費×0.7+共通仮設費×0.5+現場管理費×0.5+一般管理費等×0.3（小数点以下切捨て）

## 6 その他注意事項

- (1) 調査基準価格を設定した場合、最低制限価格は設定しません。
- (2) 提出期限までに資料の提出が行われない場合、その他事情聴取に応じない等、調査に協力しない場合は、入札が無効となることがあります。
- (3) 調査の結果、落札者と決定された入札者がいない場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、落札者と決定されなかった低価格入札者以外の最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。その落札候補者が低入札価格調査の対象である場合は、同じく低入札価格調査を行ったうえで落札者を決定します。

## 7 調査基準価格・工事費総額失格基準価格・最低制限価格のイメージ

